

販路開拓支援助成事業のお知らせ

福生市商工会では、市内事業者が販路拡大等の目的でビジネスマッチングの場(以下「展示会等」という。)での掲示物、自社または新商品のPR動画等の作成物の一部を助成します。

助成内容については、下記のとおりです。

対 象 期 間	令和7年5月1日から令和8年2月28日まで
助 成 対 象	(1)一般公開されている国内の展示会等(販売のみを目的とするものは除く)の出展料(小間料等のみ) (2)一般公開されている国内の展示会等(販売のみを目的とするものは除く)の出展経費(事務用品を除く) (3)展示会等で用いる掲示物・配布物・新商品サンプル品等の製作費用 (4)自社または新商品の販路開拓のためのPR動画作成費用 (5)ホームページ制作費用、ホームページ改修費用
申 請 要 件	本事業の対象者は、以下の要件を全て満たしていることとします (1)福生市内で事業を営んでいる事業者 ※助成対象(1)は全事業者、(2)以降は小規模事業者・中小企業が対象 (2)福生市内において事業を営んでいることが確認できる資料(確定申告書、決算書の写し、開業届など)を提示できる事業所 (3)同一の内容で国・都道府県・市町村・行政関連団体等からの助成を受けていないこと(受けないこと) (4)助成決定前に申請にかかる販路開拓事業を実施していないこと (5)当会の『福生市よろず相談支援事業』にて1回以上の経営相談を実施された事業所もしくは伴走型支援事業で販路開拓が必要とされた事業所 ※その他の要件は販路開拓支援助成事業実施要綱をご確認ください。
助 成 内 容	・助成対象(1)は対象経費の2分の1以内 ・助成対象(2)以降は中小企業で3分の2以内、小規模事業者で4分の3以内 ※消費税を除き、千円未満は切り捨てとします。
助 成 限 度 額	助成対象(1)は10万円、(2)以降は合計20万円 上限合計30万円まで
申 請 方 法	<販路開拓事業の事前申請> 助成決定前に販路開拓事業を実施していた場合は、対象外となります。
申 請 書 類	・申請書 ・展示会等の申込案内、制作物見積書など申請金額のわかる書類 ・福生市内で事業を営んでいることが確認できる資料(確定申告書など) ※原則として商工会会員事業所は不要です
実 績 報 告	受講終了後、所定の実績報告書を提出
交 付 方 法	実績報告書提出後、報告内容を確認したうえで交付を確定し、指定口座へ振り込みいたします。
そ の 他	○詳細につきましては、商工会で配布する「販路開拓支援助成事業実施要綱」を参照してください。 ○本助成金の交付確定後、申請要件に該当しない事実又は不正等が発覚した場合は、交付決定を取消し、助成金の返還を求めます。

助成予定額が事業予算額に到達した時点で申込受付は終了いたします。

<問い合わせ先>

福 生 市 商 工 会

担当:山本

Tel042-551-2927